

○職域部会について

京都府栄養士会には6つの職域部会があります。入会時にいずれかの部会に所属いただきます。

定款細則 第18条 職域の定義は、別表のとおりとする。

別表 職域の定義（第18条）職域と給与支払元

職域	給与支給元分類	給与支払元
医療部会	病院	一般病院（地域医療中心とした中小規模病院）
		地域医療支援病院（地域での基幹病院、急性期医療を中心）
		特定機能病院
		リハビリテーション病院
		慢性期病院
		精神科病院
	診療所・クリニック	クリニック・無床診療所
		有床診療所
歯科診療所（有床・無床）		
学校健康教育部会	学校	幼稚園
		小中学校
		義務教育学校
		中等教育学校
		高等学校
		特別支援学校
	その他	教育委員会
		給食センター（共同調理場） 上記以外の学校および学校給食関連施設等
研究教育部会	管理栄養士・栄養士養成施設	管理栄養士養成の専門学校、大学、大学院
		栄養士養成の専門学校、短期大学、大学、大学院
	その他	管理栄養士・栄養士養成以外の専門学校、短期大学、大学、大学院 研究機関・団体等
公衆衛生部会	行政	都道府県（本庁、保健所）
		保健所設置市・特別区（本庁、保健所等）
		市町村（本庁、保健センター等）
	その他	地方衛生研究所
		健康増進施設 自治体立健診センター、健康保険組合、全国健康保険協会、後期高齢者医療広域連合等
福祉部会	高齢	介護老人福祉施設（特養）
		介護老人保健施設（老健）
		介護医療院
		介護療養型医療施設
		養護老人ホーム（一般・盲）
		有料老人ホーム
		サービス付き高齢者向け住宅
		経費老人ホーム・ケアハウス
		介護予防サービス事業所（訪問介護・通所リハ等）
		地域密着型介護予防サービス事業所（認知症対応型、小規模多機能型）
		介護予防支援事業所（地域包括支援センター）
		居宅サービス事業所（通所介護、訪問介護、訪問看護、通所リハ等）
		地域密着型サービス事業所（通所介護、小規模多機能型、複合型）

		居宅介護支援事業所
		上記以外の高齢者関連施設等
	障がい	障害者支援施設
		身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センター等）
		障害福祉サービス事業所
		上記以外の障がい者関連施設等
	児童	保育所
		認定こども園
		児童養護施設
		障害児入所施設（福祉型、医療型）
		助産施設
		乳児院
		母子生活支援施設
		児童厚生施設
		児童発達支援センター
児童心理治療施設		
児童自立支援施設		
児童家庭支援センター		
上記以外の児童関連施設等		
フリーランス・栄養関連企業等部会	フードサービス	受託給食会社
		直営の社員食堂や寮などの給食施設
	食品・栄養関連	食品企業
		飲食サービス（食堂、飲食店、惣菜など・メニュー開発、配食サービスなど）
		製薬企業
		その他企業等
	保険薬局・ドラッグストア	保険薬局
		ドラッグストア
	健康情報関連	情報サービス（新聞、出版、インターネットサービスなど）
		スポーツ関連施設
		民間等健診保健指導機関・施設・団体等
	矯正施設・自衛隊	矯正施設
		自衛隊
	自営・フリーランス	自営
認定栄養ケア・ステーション（責任者・従事者）		
特定の組織等に属さない者、自由契約の者、栄養ケア・ステーションに登録している者		
その他の就職先・無職	その他の就職先	
	無職	

※日本栄養士会政策・職域推進事業部運営規程（職域と給与支払元）第2条別表（準拠）